

作成日：R4年6月17日

令和4年度第3回 高松圏域自立支援協議会 運営会議議事録

日付	令和4年6月10日（金）
時間	9：20－10：40
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター第2研修室
参加機関等	香川県立香川中部養護学校、高松市健康づくり推進課、高松市障がい福祉課、直島町住民福祉課、かがわ総合リハビリテーション成人支援施設、障害者就業・生活支援センターオーブ、障害者地域生活支援センターほっと、障害者生活支援センターたかまつ、障害者生活支援センターあい、相談支援センターりゅうん、発達障害者支援センターアルプスカガワ、地域生活支援センターこだま、支援センターgaryu、相談支援事業所ライブサポートセンター、高松市社会福祉協議会訪問介護事業所、地域活動支援センタークリマ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点  順不同 計19名

議題1：今年度部会体制の確認と協議会副会長専任について

議事	【事務局より】 空席となっていた副会長2名を選出し、協議会の活性化に繋げたい。現在運営会議に参加いただいている方に担っていただくことが適切だと考えている。 【立候補】 地域生活支援センターこだま ・ 相談支援センターりゅうん
決定事項	今日の運営会議にて立候補者を副会長と承認する。
今後の動き	副会長には運営会議事前打ち合わせに参加いただく。また、事前打ち合わせには必要に応じて部会長にも参加いただく場合がある。

議題2：テーマ1 災害時を見据えた障害者の支援をどのように発展するべきか

議事	○8月から運営会議の場を活用し取り組む仕組みを開始するために、以下の機関へ協議への参加を相談。 ・高松市社会福祉協議会 参加可能 ・高松市健康福祉総務課 返答待ち ・高松市健康づくり推進課 これから相談する ・三木町、直島町 まずは運営会議参加担当者にて参加し、防災担当部署や
----	--

	<p>社協などと情報共有しながら必要に応じて参加を依頼する。</p> <p>○各部会で予定している災害時に関する取り組みを共有  相談支援部会：災害時・緊急時の対応を盛り込んだ計画を立てる研修を実施した。令和4年2月には実際に計画を立てている事例を共有し学んだ。次回は災害時ワーキンググループで避難訓練を行った事例を紹介いただき、実際の地域との繋がりや地域での動きのイメージを作る。その次に演習を行う機会を設け、実施に計画を立てる予定。</p> <p>身体障害者支援部会：高松市が発行している『障がいのある方のための災害対応のてびき』を当事者と読み合わせをおこない、使いやすさや分かり易さを検証する予定。また、起震車を活用した体験の機会は昨年度新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったため今年度開催できるよう検討中。</p> <p>香川中部養護学校：学校では前提として生徒の安全管理があり、そのために必要な避難訓練の実施、安全マニュアル作成等をおこなっている。また、備蓄している非常食は定期的に新しいものに更新している。避難所としては県の担当者に教室の鍵を渡し教室を開放することになっている。</p>
<p>決定事項</p>	<p>8月の運営会議から各回40分協議の時間を取る</p>

<p>議題3：テーマ2 ヘルパーの横のつながりを作り、地域課題の対応方法について検討する</p>	
<p>議事</p>	<p>○居宅事業所連絡会  目的、対象、頻度等を検討。事業所間の横のつながりを作り、困りごとを共有することを目的と決め、多くの事業所に参加いただくための工夫も検討することとした。</p> <p>○重度訪問介護や移動支援について  引き続き取り組む課題があると共有。事務局から個別にお声掛けし、検討を継続する。</p> <p>○協議に参加いただいたサービス提供事業所からの声  ・ヘルパー不足が課題として常に挙がる。対策は難しいが、それぞれの事業所でどのような対応をしているか共有できることは良い。  ・実際にヘルパーが支援に入れなくなり、他の事業所に引継ぎを依頼することもある。そんな時に横のつながりがあると依頼しやすい。近くの事業所同士で集まることも良いのではないか。  ・管理者は忙しく会議への参加が難しい。参加することでメリットが無いと参加いた</p>

	だけないのではないか。集まりやすい場を設ける必要がある。
決定事項	

議題 4 : 各部会より報告	
議事	<p>○医療的ケア部会 スーパーバイザー派遣について 医療機関を退院し地域へ繋がる際、高松市の場合は基幹相談支援センター地域拠点で相談を受け止めることとなるが医療的ケアに関して未熟である。そのため医療的ケア部会がスーパーバイザーとして後方支援をおこなうこととする。今までは退院時に医療ソーシャルワーカーが個別に繋ぎ先を探す必要があり労力を割かれていた。 同行支援も可能だが、電話での相談が主になることが予想されるため年間で依頼することを考えている。 三木町、直島町にも相談し、2 町では保健師が対応しているが、必要があればスーパーバイザー派遣を活用したいとの返答。</p> <p>○相談支援部会 6 月 16 日の定例会は Zoom と会場のハイブリッドで開催予定。Zoom 環境の無い事業所もあり、会場参加を再開する。 感染症対策で 1 事業所 1 名までの参加としてきたが、Zoom であれば複数名の参加可能。また、会場参加も複数名可能としていきたい。</p> <p>○協議会 Zoom 環境について 現在 Zoom 利用申し込み手続きについて整理中。来週には申し込み方法の周知をおこない予約を開始する。 急な利用も可能な限り対応するので、仮予約は不可とする。</p>

議題 5 : 事務局より	
議事	<p>○意思決定支援 研修について 5 月 30 日に開催した。 相談支援専門員、サービス提供事業所管理者を中心に 36 名参加。 20 名定員予定だったが、多くの申し込みをいただき会場を広くして受け入れた。また、日程が合わず参加できない方もいた。 今年度下半期にも開催する方向で調整中。 参加者アンケートを共有</p>

	<p>○虐待防止研修 各圏域で事例検討を開催しているが、事例検討だけでは効果が低く取り組み方法を検討した。 今年度高松圏域では小規模なサービス提供事業所を対象とした研修会を検討中。研修会では横のつながりを作ることも目的としたい。 研修会の開催にあたっては高松市障がい者基幹相談支援センターと高松圏域自立支援協議会の協賛としたい。</p> <p>○令和4年度主任相談支援専門員研修受講者の選定について 6月29日までに2名の候補者を選出する必要がある。昨年度、受講者の選定方法に基づき4名の候補者が選出され、そのうち2名が研修に参加した。今年度も同じ選定方法で受講者を決定したい。</p> <p>○令和4年度第1回全体会について 参加者の一部変更あり。今年度の担当者、連絡先一覧を作成し共有する。</p>
決定事項	<p>○令和4年度主任相談支援専門員研修受講者の選定について 昨年度と同じ選定方法で受講者を決定する。</p> <p>○令和4年度第1回全体会について メールでの意見交換とする。</p>
今後の動き	<p>○令和4年度主任相談支援専門員研修受講者の選定について 対象となる方と話し合いをおこない、2名の決定。運営会議の皆様にはメールにて共有する。</p> <p>○令和4年度第1回全体会について 各部会長には報告の依頼をおこない、様式をメールにて送る。</p>

議題5：協議会の取り組みや成果を発信できる場について

議事	<p>市民の目に触れる場で情報発信をおこないたい。市役所や町役場内に情報発信スペースがあり活用可能。人気があるスペースは半年程度先の予約になるものもある。</p> <p>ホームページの有効活用をおこないたい。どの程度の人数がどのページを見ているのか、必要な情報にたどり着けているのか知ることはできないだろうか。</p>
今後の動き	<p>情報発信したいものがあれば集約できる機会を作る。</p>

	ホームページのアクセス数や検索ワードを確認できるかホームページ作成会社に確認をおこなう。
--	--

## R4 年度第 3 回高松圏域自立支援協議会運営会議

### 参加機関)

香川中部養護学校・高松養護学校（欠）・高松市健康づくり推進課・高松市障がい福祉課  
三木町福祉介護課（欠）・直島町住民福祉課  
就労支援部会) かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設（～10：15）  
障害者就業・生活支援センターオリーブ  
精神保健福祉部会) 障害者地域生活支援センターほっと  
相談支援部会) 障害者生活支援センターたかまつ  
身体障害者支援部会) 障害者生活支援センターあい  
知的障害者支援部会) 相談支援センターりゅうん  
発達障害部会) 発達障害者支援センター「アルプスカガワ」  
こども部会) 地域生活支援センターこだま  
医療的ケア部会) 一般社団法人 garyu  
当事者団体・家族会連絡会) 相談支援事業所ライブサポートセンター  
居宅サービス事業所連絡会) 高松市社会福祉協議会訪問介護事業所  
地域活動支援センタークリマ  
会長、事務局) 高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

### 議題)

- ① 今年度部会体制の確認と協議会副会長専任について（15 分間程度）  
現在、空席になっている副会長 2 名をあらためて選出し、協議会の運営について幅広く議論する体制をつくりたいと思います。
- ② 【テーマ1 災害時を見据えた障害者の支援をどのように展開するべきか？資料①】（30 分間程度）
- ③ 【テーマ2 ヘルパーの横のつながり作り、地域課題の対応方法について検討する。資料②】（20 分間程度）
- ④ 各部会より（15 分間程度）
  - ・医ケア Sv.派遣
- ⑤ 事務局より（10 分間程度）
  - ・意思決定支援研修報告（資料③）、虐待防止研修の開催について
  - ・今年度の主任相談支援専門員研修受講者の選定について(資料④)
  - ・R4 年度第 1 回全体会について

次回 8 月 12 日（金）9：20－11：50/かがわりハセンター第 1 研修室

\* 7 月はお休みです。

資料①

高松圏域自立支援協議会 災害時に関する取り組みに係る協議

- ・避難行動要支援者名簿への登録と保健センターに難病の方が災害時を見据えて登録する仕組みの運用について整理し、それぞれの対象者を明確にし、重複して登録することや支援者がどちらの仕組みを活用すればよいか分からない状況をなくすための取り組みを行う。さらに、必要がないのに名簿への登録を促すことがないようにし、名簿登録によって地域住民が障がい者の災害時の支援についてより一層関心を持つようにする。
- ・災害時を見据えた支援が必要な方のサービス等利用計画に具体的な支援の内容が明記されることを目標とする。ただし、圏域の現状を鑑みると十分な支援ができていないとは言い難い。そこで、よりよい支援を行うためには、障がい種別の支援方法や地域住民との連携方法など先進事例などを参考に研修を積み重ねることが重要と考える。
- ・個別支援を通して抽出された課題を健康福祉総務課や障がい福祉課、社協など関係機関を加えた関係者で一つ一つ解決していく。
- ・上記の取り組みを効果的に推し進めるために運営会議の場を活用し、必要によって部会等とともに取り組む仕組みとする。

上記を受けて、高松市健康福祉総務課及び高松市健康づくり推進課、高松市社会福祉協議会に協議への参加をご相談する（運営会議当日にはご相談の様子を報告）。

資料②

「ヘルパーに関する協議」記録

日時) R4年5月23日(月) 14:30-15:45 ZOOMにて

参加者) 一般社団法人 garyu ・ 相談支援事業所おりがみ  
支援センターりゅうん ・ 支援センターたかまつ  
自立ケアシステム ・ あさひ介護サービス  
高松市社会福祉協議会 ・ 訪問介護ステーションさち  
おかげ ・ 高松基幹中核

\* 欠席) 地域活動支援センタークリマ

協議した内容)

居宅事業所連絡会の開催について

目的：地域内には居宅介護事業に関わる様々な課題があり改善されていく必要がある。ただ、まずはその事業を実施する事業所同士がもっと顔を合わせて情報交換したり課題を共有する場や機会を作っていくことが大切。事業所同士が「気楽」に集まり繋がりをもつなかで、困りごとなどが共有され、それが自事業所にも有益で地域の課題も解決されるような取り組みに繋がれば良い（この連絡会が課題への取り組み検討しなければいけない場ではない）。

対象：居宅事業所サービス提供責任者を中心に経営にも携わる方

頻度：3か月に1回程度

事業所がより多く集まるための工夫：

- ・年間の開催日を決めて開催する—例えば6. 9. 12. 3月の第3水10：00～11：30などのように。
- ・行政に参加をお願いする（事業所の担当部署の方など）、制度の説明などにニーズあり。
- ・近隣事業所同士で研修をいっしょに行う可能性などを考慮し、エリアを意識した集まりも検討されていけば良い。
- ・相談支援への発信（新規利用受け入れ可能であることを伝えたり）もできると良い。
- ・誰がその場に参加するのかがわかると参加しやすい。事業所同士で声を掛け合えばよい。
- ・事業所が「参加することですぐに得られるメリット」を準備する。
- ・協議会自体のこと（目的など）を事業所に知ってもらう機会が必要。一方で、地域が良くなれば良いと思っ  
ていてもまずは自事業所にとってのメリットがわかりやすいことが一番。
- ・近隣事業所同士で集まる（エリア別の集まり）もあって良い。

今後：

- ・事務局より、居宅事業所の皆さんと相談支援事業所による居宅事業所連絡会コアメンバーへのお声をかけ  
させていただく。

その他：

- ・昨年度、重度訪問介護、移動支援について相談支援部会や基幹センターで取り組んだことを引き続き取り  
組んでいく。こちらの取り組みにも個別にお声をかけさせて下さい。



## 高松圏域自立支援協議会主催 意思決定支援研修会

1. テーマ「支援現場における意思決定支援について」～ 意思決定支援の基礎知識と実践事例 ～
  
2. 開催日時 令和4年5月30日（月）13時～15時
  
3. 場 所 かがわ総合リハビリテーション福祉センター2階 第1・第2研修室
  
4. 対 象 相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、その他管理者等
  
  
6. プログラム
  - (1) オリエンテーション
  - (2) 行政説明 資料1  
講師：高松市障がい福祉課
  - (3) 講 義「意思決定支援について」 資料2  
障害者地域生活支援センターほっと
  - (4) 休 憩 13：40～13：45
  - (5) アイスブレイク
  - (6) 演習1「地域生活をしたいOさんの支援を通して」 資料3  
講師：障害福祉サービス事業所ええる
  - (8) 演習2「意思表示が困難な利用者の支援を通して」 資料4  
講師：コンサフォス川島東
  - (9) まとめ「研修を通して」  
講師：障害者生活支援センターたかまつ
  - (10) 閉会 アンケートの回収

# 意思決定支援研修アンケート結果

実施日：令和4年5月30日

参加者：36名

回答者：34名

## 1. 所属について事業所種別、職名について教えてください。

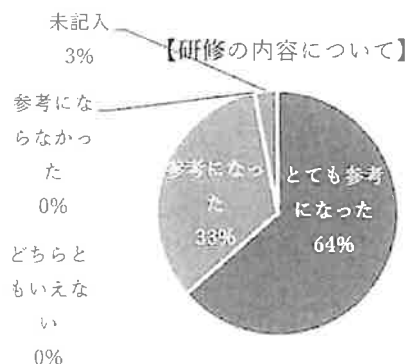
職名	人数
相談支援専門員	8
サービス管理責任者	9
管理者 兼務 有り	6
管理者	2
施設長	1
生活指導員	2
児童発達管理責任者	1
保育士	1
相談員	1
児童指導員	1
生活支援科長	1
記入なし	1
合計	34

## 2. 研修の内容について。

- ・とても参考になった(22名)
- ・参考になった(11名)
- ・参考にならなかった(0名)
- ・どちらともいえない(0名)
- ・未記入(1名)

### 理由・意見・感想等

- ・グループでの演習の中で参考になる事がたくさんあった。
- ・自分の支援を振り返る大変良い機会を頂いた。
- ・短い時間の中でも意見交換が出来、他職種の方の意思決定についての利用者との関りを知ることが出来た。  
今、自分がしていることは、こう改善したほうが良いか、今しているのは実は意思決定支援だ等色々考えさせられた。
- ・知的障がいの入所者が増えてきて、意思の確認をする機会が増えてきた。
- ・今後、利用者の方の意思決定支援の参考にさせて頂き、利用者の方のより良い支援に繋げて行けたらと思う。



- ・知らない事を多く知れた。
- ・利用者の意思決定については、常に考えながら支援をしている中で、改めて意思決定支援とはという事について定義等を知ったり、事例をお聞きしてどうしたらよいか少し見えてきた。
- ・日常の支援の中で、度々そういう場面に遭遇する事が多く、今後参考にして行きたい。
- ・相談支援事業所やB型など違った環境での支援の仕方や参考になる事が学べてよかった。
- ・今、自分が直面している問題の事例だった。他の事業所の職員から意見が聞けた。
- ・有効な事例（実際に起きたこと）を基に話し合うことが出来て良かった。
- ・なんとなく言っていた意思決定支援、知識や言葉、実体験として学ぶことが出来て良かった。
- ・意思決定支援チームが協働できているのか大切。意思表出が少ないのではなく、支援者が気づけていないだけなのではない、振り返る必要がある。
- ・支援者側に色々な考え方があり、当人もそれぞれ考えると所がある。データの蓄積が大事。
- ・二つの事例では具体的に意思決定支援の例がわかり良かった。事例1のような「こうしたがこうなっ

た

本人の気持ちはやはりこうだったという流れを聞き、本人の意思の大切さを改めて感た。

- ・いろいろな人の意見を聞く機会があまりなかったなので、色々な意見を聞いて参考になった。
- ・「意思決定支援」とよく言われるが、具体的にどのようなメンバーで考えていくのか？記録等ガイドライン的なものは1つの資料となった。
- ・自分の意思を伝える事が難しくても、表情の変化や行動で気づく事も出来る。
- ・意思決定支援について深く考える事ができた。
- ・本人の意思をくみ取るために、しっかり向き合い話を聞くことが大切であると感じた。サインを見逃さずに支援に向き合うようにしたい。
- ・意思決定支援を行う上で、考え方や順番など理解を深める事ができて良かった。
- ・事例がある事で、より具体的に話すことが出来て良かったと思う。
- ・何かを決定する場合、支援者・家族の思いに引っ張られず、リスクをとまっても本人目線で決定していく。
- ・最善の利益は存在しない。あるのは最適解。
- ・私の施設は、意思決定出来ない人はいないが、どうすれば良いかの勉強になった。

### 3. 自分の業務で活かせるヒントはありましたか。

- ・はい (33名) ・・97%
- ・いいえ (0名) ・・0%
- ・未記入 (1名) ・・3%

活かせるヒント等ご記入ください。

- ・アプローチは継続していく。
- ・「意思が少ないのではなく、気づいていないだけ」という、相原さんのお言葉が印象的だった。アセスメントがモニタリング、先の事の相談場面等の関りの際、意識していきたい。
- ・相談支援員としての関わり方を他の方からも聞いて参考になった。様々な支援者の情報を収集でき

る

が、あまり周りの意見に流されすぎない事が、本人の意思表示や決定にも大切になる場面があると感じた。

- ・事情や利益優先ではなく本人の意志で動くことが必要だとわかった。
- ・グループワークの中で、色々な情報を得た。
- ・意思決定のために何が大切か。
- ・日々の支援、朝・夕礼などで利用者さんの様子を職員間で共有したいと思った。個別支援計画にも盛り込みたいと思う。
- ・データをとりながらアセスメントを十分にとって、意思表示が難しい方に対しての意思決定をできたらと思う。
- ・リスクを恐れる前に、それをどう回避するかを考える事。
- ・意思決定を進めて行くうえで、データ・根拠・倫理感を持って支援していくこと。
- ・答えはなく、本人の事を知って、利用者さんの最善の利益のために何が良いかを考え続ける。
- ・常に選択肢を用意してはいるものの、共同生活の場と言うことでのルールもあり、本人に対して第3の選択肢を用意するまでに至ってなかった。今後は、そこまで考えて提示できるようにしていきたい。
- ・表出の少ない利用者さんと向き合う中で、もっと選択肢を表し本人との会話を増やし、根源的に希望を感じたい。
- ・安全安心を優先しながらも、そこに固執しない関り。
- ・日常で出来る簡単な事を継続する事。記録・職員間での共有。
- ・非言語は94%。そこに着目する事。
- ・利用者様の思いは何か？を探り続ける意思や行動。
- ・限られた時間でのコミュニケーションとなる為、継続できる簡単で負担の少ない方法を検討したいと思う。
- ・簡単なことを実践継続する事。データの積み重ね根拠を示すこと。
- ・本人と一緒に本人の意思実現を目指していく過程が大切であるという事。アセスメント力アップ細かく聞き取りをする。
- ・入居に至ったGHを出る注意をされた方がいる。周りは生活を心配している。今後どのようなセーフティーネットが作れるか検討したい。
- ・アセスメントを深掘してちゃんと聞く事を、改めて意識しようと思った。
- ・声掛け等増やし、反応や表情をよく観察するのは、取り組みやすいと思う。
- ・徳永さん、相原さんの実践は真似しやすい。継続が大切と言うことが改めて分かった。
- ・自分で発した言葉であっても、本心かどうか探る事が出来そう。
- ・利用者さんにしっかり向き合い、思いとリスクとをすり合わせ、やれると所の支援協力を考えて言いたい。
- ・選択肢の幅を増やすこと。
- ・本人をよく知る人や、本人が心を許している人をキーマンに、本人の思いを読み取っていきたい。
- ・言語の表出が出来ない利用者に対して、表情を細かく見て全職員で情報を共有する・
- ・本人による決定。

#### 4. 意思決定支援を行う上で大切だと感じた事をお聞かせ下さい。

- ・本人の気持ちを大切に話を聞く。

- ・気づいている事、言えていない表現が出来ない事があるという思いを持って、関わる事が大切だと感じた。
- ・信頼する人がどんな風に接して意思を汲み取っているかを参考にするという意見がとても腑に落ちたというか、なるほどと思いました。表出のない人はいるのではない。どんな風に表出できているのか探っていくこと、関り続ける事で表出が強化されることもある事を意識して関わっていきたい。
- ・アセスメントやデータに基づいて継続的に意思決定支援をすることが大切と感じた。
- ・データを読み取る事、チームプレーの重要性。
- ・自分の価値観では考えず、日頃のコミュニケーションやアセスメントを重視する。
- ・利用者さんと長く一緒にいる事で、こちらが決めつけてしまわないよう気をつけたい。
- ・事故、そしてリスクを考えてしまい、本人の意思をなかなか汲み取れない事が有る為、今後は利用者の方の意思を尊重できるようにすることが大切であると感じた。
- ・「本人を知ろう」という気持ちを常に持ち続ける事。
- ・継続して取り組んでいく事が、本人の意思表示に繋がっていくと思うので、簡単な事から続けて行きたいと思った。支援者側の都合で決めないようにして行きたいと感じた。
- ・自分の価値観の押し付けにならないこと。利用者さんとの信頼関係を築き、広い視野で利用者に関わりたと思う。
- ・様々な視点で色々な所から見ていく事、支援者の側が気づく事。クライアントの意思決定支援を行う上で、とても大切だと改めて感じた。
- ・信頼関係に尽きるのでは。
- ・支援側都合で支援するのではなく、利用者さんの意思を汲み取るという姿勢を、支援者に理解してもらおう事。
- ・環境や条件を超えたところにある本人の意思また、意思を汲み取ってからと言って、それをそのまま実現するのでもない事を学べた。
- ・本人の希望、気持ちが一番である。利用者の思いをくみ取る。関わりの中の記録を取る。
- ・どんな人でも、内に秘めた意思」がある。そのことを忘れずに仕事に当たりたい。
- ・ご本人と向き合う事、信頼をつくること。
- ・とにかく継続してコミュニケーションを取る事が大切だと感じた。
- ・ご本人の事をよく観察し記録、チームで同じ支援を行い繰り返し、継続することが大切だと思う。
- ・相手の意思と、こちらの考えがつながるかどうか？こちらの意思が同じであるか、また近いかわるか。とても大切な事だと思う。
- ・最善の利益を検討する。方向性を導きながらですが、改めて「最後の手段」にすべきと認識できた。
- ・多視点で見る。共有して、活かすことが大切で、相談員としても出来る事があると感じた。
- ・自己決定出来るように情報提供が大切という所が、自分自身社会資源などの情報の知識が不十分と痛感した。本人の希望をどうやって実現していくかを、本気で考えていなかったとも感じた。
- ・中心にいるのは、利用者さん。その方の事をチームで考えていく。
- ・その人の意見が一番大切だがそれが、一番いいことなのかの判断も大切
- ・利用者さんの意思を尊重すること、小さなことでも継続すること。
- ・信頼関係と、アセスメント、本人の状況把握、チームワークとして一人ではなく、家族や関係機関と協力していくこと。
- ・表情などその人の姿や様子をしっかりと観察して、行動に移して違ったらやり直す。他の参加者の方々も現場で行っていると聞きしたので、その方の理解を深めていく必要があると思った。

- ・日頃のデータをとって、その行動から分析をしていく事で本人の思いを少しでも読み取れば。
- ・本人が訴えようとすることに気づく。
- ・ラポール。 意思の本質。 監察眼。
- ・本人の気持ちを尊重する事、情報共有の大切さを学んだ。

5. その他、意思決定支援について聞きたいことなど、ご意見ありましたらご自由にご記入ください。

- ・継続した意思決定支援の事例を学べたら、より学びになるかと思った。
- ・必要な研修だと思うので、時々行って欲しい。とても勉強になった。
- ・正解がないのが難しい。
- ・本人の意思、母の意思が相違する時の対応。どこで折り合いを付ける？折り合いをつけるもの？
- ・児童から進学や就労など進路についての進め方なども教えて頂きたい。
- ・災害時対応の研修もあれば嬉しい。
- ・WHOのウェルビーイングによるとき、身体、心理、社会の3分野が重要とされている。意思決定において特に心理（動機づけ欲求統制、自己効力自己肯定…）における意思決定のあり様を検討すべき。本研修は社会からアプローチとしては重要だが。
- ・自分の意思の伝達がつたえられない苦手な人に対してどの様に対応すれば良いか。

以 上

令和4年度（幹事県：香川）

主任相談支援専門員養成研修 スケジュール案

月日	内容	備考
～5月	・研修業務委託契約締結 開催要領の作成	
5月下旬	・市町へ案内文を送付（※受講要件記載） ・各圏域マネージャーに6月30日までに圏域ごとに1名（プラス補欠者も1名）選出し、障害福祉課へ報告するよう依頼文送付	
6月下旬	・各圏域から候補者の報告を受けて人材育成部会へ提出する資料作成	
7月5日(火)	・人材育成部会へ受講者の選出について報告及び協議	※6名+他県で欠員が出た場合の追加受講者についても検討
7月初旬	・市町へ推薦者募集案内送付（7月22日(金)募集締切）	
7月25日(月)	・各県募集終了（四国4県で受講人数の確認）	
8月初旬	・定員を割る県があれば、4県で調整	
8月10日(金)	・各県から受講決定通知を発送、事前課題を受講者に通知	
9月8日(金)	・事前課題提出〆切	
10月12日(水) ～	・研修開催 10月12日(水)～14日(金) 10月19日(水)～20日(木)	於：しこちゅ～ホール (四国中央市)

○NSKと委託契約締結：4月中（予定）

○開催の検討会議：5月上旬（予定）

## 令和4年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修開催要領（案）

### 1 目的

四国ブロックにおける、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を担う人材を養成することを目的とする。

### 2 実施主体

高知県、徳島県、香川県、愛媛県（合同開催）

### 3 日程、内容及び場所

日程	期 日	内容	場 所
1 日目	令和4年10月12日（水）	講義	しこちゅ〜ホール（小ホール） （愛媛県四国中央市妻鳥町乙1830-1）
2 日目	令和4年10月13日（木）	講義	
3 日目	令和4年10月14日（金）	演習	
4 日目	令和4年10月19日（水）	演習	
5 日目	令和4年10月20日（木）	演習	

※ 別表のカリキュラムに沿った内容で実施する。

### 4 受講対象者

障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たし、修了後に主任相談支援専門員としての責務（※）を果たす意思のある者であって、各市町村の推薦を受けた者とする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、四国4県がそれぞれ適当と認める者であること。

※地域内での人材育成（事例検討会、GSV等）、相談支援従事者研修への講師参加及び実習受入など



5 受講定員  
6名程度

6 受講手続

各市町において、推薦書とともに、令和4年7月22日（金）までに、県障害福祉課へ提出してください。

選考のうえ受講決定（不可）通知を送付します。

7 修了証書

研修修了者に対し、修了証書を交付します。

8 受講料

資料代4,000円。なお、受講者の旅費、昼食代等については各自で御負担願います。

9 その他

本研修の修了者については、県内の相談支援体制整備に役立てるため、名簿に登載し、県内市町に提供することとしておりますので、受講希望者はあらかじめ了承のうえ、受講していただきますようお願いいたします。

また、氏名・勤務先を記載した受講者名簿を受講者間の交流や情報交換を目的として、全受講者に配布しますので、ご承知おきください。

10 研修に関するお問合せ先

〒760-8570 香川県健康福祉部障害福祉課 精神・人材育成G

香川県高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3294（直通）

高松圏域における令和3年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修  
受講推薦者の選定方法

この度は、高松圏域における令和3年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修受講推薦者選定方法に関するご意見をいただきましてありがとうございました。

さて、事務局では、皆様からのご意見を参考に「高松圏域における令和3年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修受講推薦者の選定方法（以下、「選定基準」という。）を以下のように取りまとめました。

選定基準

「令和3年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修開催要領」を基準とし、受講者を推薦するものとする。ただし推薦された者の活動エリアが、一部の市町に偏ることがないように配慮するものとする。具体的には、本人が、本研修の受講を希望し、以下の要件①～⑤のすべてを満たすと運営会議で認めた者を優先的に推薦する。ただし、すべての要件を満たす者が、複数名選定された場合は、各市町担当者と推薦された者で協議し、運営会議にて受講者を決定する。さらに、要件①～⑤のすべてを満たす該当者がいなくなった場合は、要件①～④の基準を満たす者を推薦するものとする。本選定基準は、四国ブロックでの実施が予定されている令和3年度から令和6年度までの基準とする。

（要件）

- ① 障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者
- ② 本研修を受講後、高松圏域内での人材育成（事例検討会、GSV等）、相談支援従事者研修への講師参加及び実習受入等積極的に担う意思のあり、各市町から推薦を受けた者
- ③ 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等の相談支援専門員であること。（高松市、三木町、直島町のいずれかが、③の要件に当てはまる相談支援事業所として認定していること。）
- ④ ③の相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者。
- ⑤ 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっている者。

4 障福第 183040 号  
令和 4 年 6 月 3 日

各 圏域自立支援協議会会長 殿

香川県健康福祉部障害福祉課長

令和 4 年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり開催することと致します。つきましては、各圏域において受講候補者 2 名を選出していただき、6 月 29 日（水）までに（別紙 1：選出者名簿）及び（別紙 2：受講要件等確認）を県へ提出していただきますようお願いいたします。なお、候補者については 7 月 5 日（火）に開催予定の人材育成部会で協議を経たのち、市町からの推薦を受けて決定と致します。

以上、ご不明な点等ございましたら、下記宛お問い合わせ下さい。

担当
香川県健康福祉部障害福祉課
精神保健・人材育成グループ
TEL 087-832-3294
FAX 087-806-0240

(別 添)

## 令和4年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修開催要領

### 1 目的

四国ブロックにおける、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を担う人材を養成することを目的とする。

### 2 実施主体

高知県、徳島県、香川県、愛媛県（合同開催）

### 3 日程、内容及び場所

日 程	期 日	内 容	場 所
1 日目	令和4年10月12日（水）	※別表のカリキュラムに沿った内容で実施する。	しこちゅ〜ホール （小ホール） 愛媛県四国中央市妻鳥町1830-1
2 日目	令和4年10月13日（木）		
3 日目	令和4年10月14日（金）		
4 日目	令和4年10月19日（水）		
5 日目	令和4年10月20日（木）		

※内容の一部について、研修当日会場において、日本相談支援専門員協会が提供するeラーニングサービス（遠隔化講義）を活用しながら実施する。

### 4 受講対象者

障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たし、修了後に主任相談支援専門員としての責務（※）を果たす意思のある者であって、各市町村の推薦を受けた者とする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、四国4県がそれぞれ適当と認める者であること。

※地域内での人材育成（事例検討会、GSV等）、相談支援従事者研修への講師参加及び実習受入など

- 5 受講定員  
6名程度
- 6 受講の手続き等  
各市町において、推薦書とともに、令和4年7月22日（金）までに、県障害福祉課へお申込み下さい。  
選考のうえ受講決定（不可）通知を送付します。
- 7 修了の認定  
研修修了者に対し、修了証書を交付します。
- 8 受講料  
資料代4,000円。  
日本相談支援専門員協会が作成した「障害者相談支援従事者研修テキスト 主任研修編」を使用する予定ですが、別途テキスト代は不要です。  
なお、受講者の旅費、昼食代等については各自で御負担願います。
- 9 その他  
本研修の修了者については、県内の相談支援体制整備に役立てるため、名簿に登載し、県内市町に提供することとしておりますので、受講希望者はあらかじめ了承のうえ、受講していただきますようお願いいたします。  
また、氏名・勤務先を記載した受講者名簿を受講者間の交流や情報交換を目的として、全受講者に配布しますので、ご承知おきください。
- 10 研修に関するお問合せ先  
〒760-8570 香川県健康福祉部障害福祉課 精神・人材育成G  
香川県高松市番町四丁目1番10号  
電話：087-832-3294（直通）

(別表)

## 標準カリキュラム

科目	獲得目標	内容	時間数
1、障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義(3時間)			
障害福祉施策等の動向	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等に関する最新の動向、その他関連する制度等を理解し、説明できる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の改正等の状況(相談支援事業、障害児支援、就労支援、発達障害者支援、障害福祉計画、権利擁護・虐待防止等)やその他関連施策(児童福祉、高齢福祉、生活困窮者支援等)の最新の動向に関する講義を行う。	講義 1時間
主任相談支援専門員の役割と視点	主任相談支援専門員が事業所や地域において果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	主任相談支援専門員が創設された経緯並びに基幹相談支援センター、指定一般・特定相談支援事業所等における主任相談支援専門員の位置付け及び役割について講義を行う。 基幹相談支援センター等の事業所の運営管理を行うための基本的姿勢について講義を行う。 地域や事業所における相談支援専門員に対する人材育成(指導・助言・研修の企画・運営)の視点及び手法について講義を行う。 地域共生社会の実現に向けた地域づくりについて、協議会を活用した他職種連携やネットワーク作り、社会資源の開発に関する講義を行う。	講義 2時間
2、運営管理に関する講義(3時間)			
相談支援事業所における運営管理	事業所の適正な運営等を図るための人事管理、経営管理に関する知識について理解するとともに、相談支援を実践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として対応する仕組みの構築に必要な知識及び技術を修得する。	事業所内における相談支援専門員に対する業務管理(労務管理を含む)の意義・方法及び課題と対応策について講義を行う。 指定特定相談支援事業所等の安定的な経営を行うために必要な知識や配慮しなければならない事項について講義を行う。 インシデント事例に基づき、相談支援を行う上で発生しうるリスクの予測とその評価の手法、軽減に向けた仕組みや体制の構築のための手法について講義を行う。 相談支援事業者に課されている秘密保持義務の規定を再確認し、個人情報の取扱いに係るリスクと関連制度について講義を行う。 自然災害が発生した場合の対応に関する基本的な考え方や方法、対応体制の構築に向けて必要な知識や方法について講義を行う。	講義 3時間

科目	獲得目標	内容	時間数
3、相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習(13時間)			
人材育成の意義と必要性	相談支援専門員の人材育成の意義、必要性及びその実施体系のあり方について理解する。	相談支援専門員に必要な能力並びにそれを段階的に獲得及び高めていくための人材育成の必要性について講義を行う。 事業所内や地域における効果的な実地教育のあり方について講義を行う。	講義 1時間
研修・グループワークの運営方法	相談支援専門員が主体的に学ぶことができる場作りの手法及び研修におけるグループワークの運営方法について修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や事業所における相談支援専門員に対する研修の企画・運営について講義を行う。</li> <li>サービス担当者会議や協議会における協議の場を想定することにより、実践的なグループ運営や会議進行の技術が獲得できる演習を実施する。</li> </ul>	講義・演習 2.5時間
人材育成の地域での展開	地域における人材育成の展開に関して必要な知識について理解するとともに具体的な人材育成の展開手法について修得する。	<p>地域における人材育成を展開するに当たり、相談支援事業所の枠を越えた実地教育のあり方及びサービス等利用計画等の評価の仕組みについて講義を行うとともに、相談支援専門員が主体的に学ぶための研修等の実施に必要な具体的な手法を習得するための演習を行う。</p> <p>相談支援事業者以外のサービス提供事業者等、多職種連携を促すための人材育成のあり方について講義を行うとともに、研修等の実施のために必要な具体的な手法を修得するための演習を行う。</p>	講義・演習 3時間
相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開	スーパービジョンの理論と実際を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任相談支援専門員に求められる姿勢を理解する。	<p>スーパービジョンの各種理論と機能(管理や教育、支持)及び具体的な展開方法について講義を行う。</p> <p>スーパービジョンの効果、相談支援専門員に対してスーパービジョンを行う際の留意点並びにスーパーバイザーとしての心構え及び視点を理解する。</p> <p>スーパーバイザーとして、個人に対するスーパービジョン及びグループに対するスーパービジョンを実施する手法を修得するための演習を行う。</p>	講義・演習 6.5時間

科目	獲得目標	内容	時間数
4、地域援助技術に関する講義及び演習(11時間)			
地域援助技術の考え方や展開技法	地域共生社会の実現に向けた地域づくりへの取組の重要性と主任相談支援専門員の役割、地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術等を理解する。	社会資源の開発などの地域づくりの意義と手法及び地域課題を把握するための情報の入手・活用の方法について協議会の活用も含めて講義を行う。 地域課題の解決に向けた地域住民や関係行政機関等関係者によるネットワークの機能やその構築方法について協議会の活用も含めて講義を行う。	講義 1.5時間
地域援助の具体的展開	協議会を活用した地域課題の把握方法、地域作りに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術を修得する。	地域アセスメントの実施、地域ネットワークの構築、社会資源の開発等を実施するために、協議会を効果的に運営又は活用するための知識及び技術を修得するための演習を行う。 地域課題の解決に向けたプロセス(①目的の共有 ②現状及び課題の把握 ③連携体制の把握④推進チームの組織及び課題の分析と具体的取組の検討 ⑤共通理解の醸成 ⑥達成目標とスケジュールの管理等)の体験に留意した演習を行う。	演習 5時間
多職種協働(チームアプローチ)の考え方や展開方法	多職種協働(チームアプローチ)による支援を展開するための知識と技術を深めるとともに、効果的な展開方法について修得する。	医療、保健・福祉・介護・教育・雇用、司法・行政等との多職種協働における課題を認識し、円滑で効果的な連携を図るために必要な知識や展開方法を修得するために実践事例を用いた講義及び演習を行う。	講義・演習 2.5時間
基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現	研修内容を振り返るとともに、地域共生社会の実現に向けて基幹相談支援センター等において主任相談支援専門員が担うべき役割について理解する。	基幹相談支援センターの機能や設置方法、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の役割について振り返りの講義を行う。 これまでの講義や演習を振り返り、地域共生社会のあり方とその実現に向けた、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員の役割について理解するための講義を行う。	講義 2時間



(別紙1)

<提出〆切 6月29日(水)>

【令和4年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修】

圏域名 \_\_\_\_\_

○受講候補者

優先順位	氏名	所属事業所等	事務所の所在市町
第1候補者			
第2候補者			

提出先

香川県健康福祉部障害福祉課  
精神保健・人材育成グループ

TEL 087-832-3294

FAX 087-806-0240

&lt;提出〆切 6月29日(水)&gt;

## ○主任研修の受講要件等確認

受講候補者として選出いただいた方の受講要件についてご確認いただき、下記にご記入のうえ(別紙1)に添付してご提出をお願い致します。

7月5日(火)開催予定の県の自立支援協議会(人材育成部会)において、受講候補者について協議するにあたり、参考とさせていただきます。なお、受講候補者として市町より推薦される際には、研修の受講を確認するため全研修の修了証書のコピーが必要となります。(今回は提出不要です。)

圏域名、順位 : \_\_\_\_\_ 圏域 第 \_\_\_\_\_ 候補

氏 名 : \_\_\_\_\_

## 1 研修の受講年月

	受講年月
初任者研修	年 月
現任研修1回目	年 月
現任研修2回目	年 月
現任研修3回目	年 月

## 2 現任研修終了後の実務経験

	従事期間	従事年月	勤務先
現任研修終了 後の実務経験	年 月～ 年 月	年 ヶ月	
	年 月～ 年 月	年 ヶ月	
	年 月～ 年 月	年 ヶ月	
	年 月～ 年 月	年 ヶ月	
	合計	年 ヶ月	

## 3 その他要件

項 目	該当の有無
①基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。	有 ・ 無
②都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。	有 ・ 無
③その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であること。	有 ・ 無